

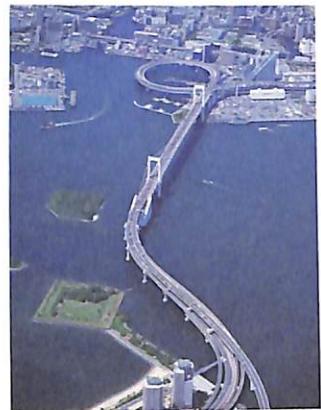
# かいほう

## 公益法人改革臨時特集号

### No.65



社団法人 全国建設機械器具リース業協会



●写真 東京  
レインボーブリッジ

卷頭言	会長挨拶
副会長	末田副会長
就任挨拶	角口副会長
	藤本副会長
	宇都宮副会長
	長根副会長
	佐藤副会長
協会役員名簿	
I はじめに	
II 現行の公益法人の移行の仕組み	
	(民法第34条の規定により許可された現在の社団法人の新法律に基づく 社団法人への移行の手続き等)
III 現行の公益法人から新法の一般社団法人・ 一般財団法人への移行手続き	
IV 現行の公益法人から新法の公益社団法人・ 公益財団法人への移行手続き	
参考I 新法に基づく一般社団法人・一般 財団法人とは	
参考II 新法に基づく公益社団法人・公益 財団法人とは	

## 「公益法人制度改革3法の推進について」

社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会長 荒井敏彦



会員の皆様におかれましては、平素より協会事業にご理解とご協力を賜り感謝申しあげます。

さて、平成20年5月29日に第35回定期総会が開催され、任期満了に伴い新理事に就任いただき、理事の皆様には、平成20年度事業の推進にご協力いただいているところであります。

「かいほう64号」でもお知らせいたしましたが、平成20年12月に「公益法人制度改革3法」が施行されます。

その意義についての行政の判断は、「我が国では、個人の価値観や社会のニーズが多様化し、個人として、自ら社会の構築に参加し、自発的に活動していくこうとする傾向にあり、既存の公益法人にありましても、何が公益であるかを主務官庁が自由裁量によって判断するという考え方を見直す改革」に取り組む方針とされております。

平成25年11月末までに、公益法人としての認定等について当協会組織の方針を決定いたすことが法律で定められておりますので、今後、数回に渡つ

て開催されます理事会で方針を審議いたすことになります。

改正に伴い、協会に会員の方からのお問い合わせが多々有りますので「公益法人制度改革3法」の概要と解説をお知らせいたします。会員各位のご理解とご協力をいただき、所属されております各支部のご意見の集約をお願い申し上げます。

また、本来ですと、「かいほう64号」に、会長挨拶とともに新副会長の皆様の就任挨拶文を掲載いたすべきところでありましたが、事務局の不手際で、改めて副会長の皆様に就任の挨拶をお願いいたしました。

副会長の皆様の抱負にもありますように、協会運営は会長・副会長会議、運営委員会を中心とした全般的な運営を推進してまいります。最後になりましたが、厳しい時代ですが、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げご挨拶いたします。



副会長  
末田芳晴



平成二十年五月の役員改選にあたり、引続き副会長職をご指名頂きましたので、荒井会長を補佐し、協会運営に取り組んでいく所存でございます。

又、流通委員長としての重責も、業界の健全な発展の為、全力をあげて果たしたく考えております。主たるユーナーである建設業及び建設関連業種の工事減少による過当競争に我々も大きく影響を受け、かつて経験した事のない不況の嵐の中に巻き込まれている状況下にあります。建機レンタル業界のこれまでの順調に成長してきた歴史の大きな曲がり角に来ていると思っております。

建機レンタル業売上一兆円の規模は、日本経済そして建設業界に対して影響力は非常に大きく、業界に対する責任に止まらず、日本社会に対しての大きな責務を担つていると考えます。

建設業界も、我々建機レンタル業なしではコスト及び効率を考えると成り立たないのが現況です。それだけに我々自身のコスト削減による低料金での提供はもとより、レンタルに伴うソフトの提供、安全性の確立された機械の貸出等、企業努力も求められているのです。

しかし、現況は貸出機械の原価も回収出来ないダンピング価格が見受けられ、業界全体のレンタル価格も低下させ、利益どころか赤字企業が続出する状況となり危惧されております。このような状態が続けば、貸出先ユーナーに対してもより優れた安全性の高いレンタル商品の提供が出来なくなる恐れもあると大変心配するところでございます。適正な価格で安心・安全を完備したものを持ち供給する義務を考えると、企業として利益の出る経営は基本であると考えます。

どうか業界の健全な発展の為にも、各位の深いご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、副会長就任のご挨拶とさせて頂きます。



副会長  
角賀 敏



今回の役員改選で副会長に指名頂きました、和歌山支部の角口賀敏です宜しくお願ひします。公共工事の減少、建築確認の法律改正に伴う確認許可の遅れ、排ガス規制に伴う機械の入れ替え、レンタル価格の下落、と我々建機レンタルの業界は、年々厳しくなつて来ました。こういつた時期に副会長を受ける事は身の引き締まる思いですが、荒井会長の下で協会会員の皆様に少しでもお役に立てるように2年間頑張ります。

特にレンタル価格の下落に付いては我々の業界に取つては、採算割れに陥る機械の更新が不可能になり、この業界を支えて頂く多くの皆さんの期待を裏切る事にもなります。

又、緊急課題としては公益法人改革の一環として取りあえずは特例社団法人となります。早急に新法による公益法人としてのメリット、デメリット、國の方針による新たな認定基準の内容等を会員の皆様に理解して頂いた上で、公益法人、一般社団法人、任意団体の何れかを選択し実行に移す必要があります。

今回、公益社団法人として残すには、かなり高いハードルを越える必要があり、現在の本部、支部の関係を含めた改革が必要になると思われます。

緊急課題の多い中、会員の皆様の声を集約させて頂きたいと考えていますのでご協力お願い致します。



副会長  
藤本 俊雄



この度、総会において副会長を拝命いたしました藤本です。現在、東京建設機械リース業協会では、流通委員長として

1. コンプライアンスの徹底
  2. サポート料・基本管理料の研究と実態調査
  3. 災害時における復旧支援対策
  4. 建設機械及び車輌の盗難対策の研究
  5. 中古入札会協賛による会員の資産処分、調達の利便性の向上とメリットの享受
  6. 「過積載防止」他のポスター作成
- 等、6つのテーマを掲げて一つ一つを確実に形にすべく鋭意努力して居ります。
- 副会長就任を期に、更に研鑽を積んで各種情報の発信と同時に、各地における様々な取り組みの成果を、全国の会員が一緒になつて取り込んでいかなければ念じております。
- 現在、建設業界は「市場の収縮」、「談合の禁止」、「改正建築基準法の制定」或いは、「材料費の高騰」などで過去に経験した事が無いほどの窮地に立たされています。
- このような逆風が吹き荒れている時こそ『千載一隅のチャンス』と捉え、わがレンタル業界の存在感を確実に示しながら、地位の向上に努めていかなければならぬと考えています。
- 微力ながら、皆様方の叱咤激励を受け、任期満了まで荒井会長のもと、力の限り頑張って参りたいと考えて居りますので宜しくお願い申し上げます。



副会長 宮 昭 憲



会員各社様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて不肖私はさる5月29日に開催された全建リース協第35回定期総会におきまして副会長の大役を仰せつかりました。大変微力ではあります、が、荒井会長の下で精いっぱい務めさせて頂く所存です。

さて、我々建機レンタル業は過去に例を見ないくらい先行きが見えない大変厳しい状況に見舞われてきております。こういった状況は中国地区だけでなく全国的にも同じような状況であると報告を受けておりますが、資源・原材料の高騰に起因するショベルやバックホーをはじめとする製品や部品の値上げとともに燃料及び石化製品の値上げなど我々の経営が大きく圧迫される状況になってきております。建設関連業界を取り巻く環境はまさに正念場を迎えつつあるといつても過言ではないと思いますが、こういった今だからこそ会員各社が利益の出ない不毛な競争を止めるべく、各社が社員全員に原価意識を徹底させて頂く必要があるのではないか。公取で厳しく規制されている以上、協会の会合で価格についての話し合いこそ出来ませんが、各社の努力次第では改善し出来ることも多々あると思うのです。

会員各社にお願いしたいのは『協会が何をしてくれるのか』といった消極的な姿勢ではなく、『各地域で開催されている様々な協会活動に参加して頂くことで新鮮な情報を入手して頂くとともに活発な意見交換を行い、それを社内に持ち帰って活用する』といったポジティブな思いでご参加頂ければと願っております。



副会長 根 常 雄



会員各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より協会活動にご理解並びにご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国建設機械リース業協会副会长就任にあたりご挨拶申し上げます。

我々建設機械レンタル業界は建設不況の影響を受け続け、単価競争、ユーチャーの倒産、さらには各種仕入れ価格の上昇の影響等により非常に厳しい環境にあります。このような環境下での副会长就任に重責を感じるとともに、業界をより世間に身近で意義のあるものに地位向上させることが大きな責務のひとつであると考えます。

そのためには以下の3点を最重点課題として取り組んで参りたいと存じます。

「人材育成」：第一線の営業担当者に業界の現状を認識させ、発展させるためのよりよい営業スタイルを皆で考え、それを実践できる人材を育成する。

「交流強化」：関連業界との連携を強化し行事参加や交流等の対外活動を積極的に行う。

「協会組織の活性化」：会員相互間同士切磋琢磨できる環境作り。我々はライバルであり仲間でもある。業界発展のために従来以上にお互いに協力できる環境作りに努める。

協会会員が社会貢献に最大限の力を發揮出来るための後ろ盾となる協会作りを目指し、微力ながら協会活動に貢献して参りたいと存じます。

会員各位のご協力を得ながら行動すれば、必ずや道は拓けるものと信じ、粉骨碎身努力して参る所存ですのでよろしくお願ひ申します。

最後に会員各位の益々のご隆盛をご祈念申し上げご挨拶と致します。

7

# 協会役員

## 顧問

役職	氏名	会社名
顧問	坂井 熙	大和機工(株)

## 相談役

役職	氏名	会社名
相談役	小俣 實	(株)オマタ土鑽機商會
	三瓶 徳司	(株)サンペイ

## 理事

役職	氏名	会社名
会長	荒井 敏彦	(株)共英
副会長	末田 芳晴	湊川産業(株)
	角口 賀敏	(株)キナン
	藤本 俊雄	(株)ビー・トライ
	宇都宮昭憲	長浜産業(株)
	長根 常雄	(株)ほくとう
	佐藤 幸夫	(株)カナモト
専務理事	大屋 寧佐	(社)全国建設機械器具リース業協会
常務理事	江藤 信男	(社)全国建設機械器具リース業協会
常任理事	伊藤 豊	(株)大鐵
	気田 福俊	青森リース(株)
	岡添 紘樹	(有)茨城リース
	風間 英夫	(有)常盤工業
	若尾 信夫	信陽機材リース販売(株)
	榎原 章	(株)レックス・コーポレーション
	安田 正之	サンキリース(株)
	北野 一雄	北野建機(株)
	中野 登	(株)ナカノ
	寅 太郎	(株)レンタルのニッケン
理事	一瀬 益夫	東京経済大学
	見波 潔	(社)日本建設機械化研究所
	松隈 宣明	(社)日本建設機械化協会
	川嶋 俊夫	(社)日本建設機械工業会
	室井 芳隆	(社)軽仮設リース業協会

理事	藤田謙二郎	大林組(株)
◎	塙路 伸世	(株)クボタ
◎	坪根 正行	コベルコ建機(株)
◎	須藤 則行	(株)小松製作所
◎	酒井 一郎	酒井重工業(株)
◎	辻本 治	(株)鶴見製作所
◎	久保山英明	デンヨー(株)
◎	栗田 信一	北越工業(株)
◎	京極 勝一	ヤンマー建機販売(株)
◎	佐々田 朗	ユアサR&S(株)
◎	中島 隆太	(株)損害保険ジャパン

## 監事

役職	氏名	会社名
監事	酒井 安治	大洋電機(有)
◎	金子真紀子	金子機械(株)
◎	加藤 義久	日本みらい会計事務所

## 参与

役職	氏名	会社名
参与	三浦 正義	(株)秋田中央機工
◎	吉田 正晴	(有)東機工
◎	東海林寛次	山形県建設機械リース業協会
◎	佐藤 清二	佐藤マシナックス工商(株)
◎	石塚 幸司	(株)ニッパンレンタル
◎	北條 光一	(株)北條モータース
◎	田島 潤一	(株)レンント
◎	大愛 恒雄	丸三開発工機(株)
◎	河崎 晴一	産建機械リース(株)
◎	吉川 喜彦	大喜産業(株)
◎	石橋久仁夫	高石機械産業(株)
◎	仲田 優晴	喜多機械産業(株)
◎	佐久本嘉幸	(株)佐久本工機

私は、当初は北海道建設機械器具リース業協会役員として協会の仕事をさせて頂き、現在の荒井会長で歴代5代の会長の下、何らかの役割で仕事をさせていただきましたが、近年ほど建設機械器具リース業を取り巻く環境が厳しく困難な時代はなかつたと認識しています。従つて、私たち協会役員の役割の真価を問われる重要な時期と認識しておりますが、広域業界を代表しご指名により、この大役を引き受けさせて頂きました。

時代に於ける競争の変化を述べるなら、昭和の40年代は販売会社との競争であり、50年～60年代は建設機械のレンタル依存度が飛躍的に向上し同業者との間ににおける切磋琢磨の時代を経て、平成に入り一桁代はレンタル化が促進され大手広域業者が台頭した戦略の時代でした。いずれにしても右肩上がりの市場で頑張れば何とかなる時代でした。

平成11年から互換関係にあつた、大手建機メーカーが建機レンタル業に新規参入し、グローバル競争の時代で、市場規模が縮小し優勝劣敗色が鮮明になり、頑張っても経営は成り立たない未知の時代に入りかけようとしている今ほど、協会の力を發揮する重要な時期はないと心得、会長をはじめ他の多くの関係者とも力を合わせ、業界の安定と協会の発展に全力で取組む覚悟でございますので、今後とも倍旧のご指導ご鞭撻をお願いし挨拶といった



副会長  
佐藤 幸夫



## 公益法人の制度改革

### I はじめに

特例民法法人の期間中に公益社団法人を目指して、認定基準にある主項目の

- ①公益目的事業比率が50／100以上であるか
- ②経理的基礎及び試験や認定に技術的能力を有しているか
- ③法人の関係者に特別の利益を与えるものでないか

等を充足させ、公益法人の申請をするか、あるいは一般社団法人に移行する事にしても、認可基準にある「移行時点の純資産額を「公益」に消費していく計画（公益目的支出計画）を策定し、その計画が適正で、確実に実施すると認められることとなるかを判断し、主務官庁（内閣府）に申請することとなります。

その後、公益法人に認定されれば、内閣総理大臣の指導監督を受けることとなり、一般社団法人が許可されれば、監督官庁の指導監督はなくなります。

以下に述べる概要をご覧いただき、当協会は「現行の公益法人の移行の仕組み」による社団法人の手続きをとることとなります。少しでも多くの会員の皆様の意見をいただき、改革方針に従って準備を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

民間の非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現在の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するために、これまで認可が行われてきた従来の主務官庁（社団法人全国建設機械器具リース業協会の許可者は旧建設大臣。）による公益法人の設立許可制度を改め、民間の非営利法人を設立しようとする者は登記をするのみで法人が設立できる制度を創設する「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」とともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間の有識者で構成される委員会の意見に基づき公益法人に認定する「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」が平成18年6月公布され、今後はこれによって法人格が与えられ、その団体の目的が明確にされた公益社団法人・公益財団法人が認められることとなりました。

この二法律の他に現行の民法第34条の規定によって設立が許可されている現存の社団法人・財団法人についての扱いを定めた「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）が同時に平成18年6月公布され、施行日は平成20年12月1日と決まりました。

このため、当協会はこの整備法に従い、平成20年12月1日から特例民法法人となり、5年間の期間内に方針を決定し、協会の組織と運営の体制を整えることとなります。

新制度により平成20年12月1日から施行される法律により、現在の「社団法人全国建設機械器具リース業協会」は、平成20年12月1日より法律上は「特例民法法人全国建設機械器具リース業協会」となり（実質的には現行のままで）、平成25年11月30日までは、国土交通大臣の指導監督を受け、この5年間に公益社団法人にするか、一般社団法人にするかの移行の申請手続きをすることになります。

### 移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされます。

- 移行期間の満了の日（H25.11.30）に、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされます。  
(移行期間の満了の日において、すでに移行の申請を行っており行政庁において審査中の場合には、移行期間満了後も審査の結果が出るまでの間は特例民法法人として存続し、審査の結果、移行が認められたときは移行し、認められなかったときに解散したものとみなされます。)
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の申請をし、審査中に移行期間満了日をむかえた場合には、予備的に一般社団法人・一般財団法人への移行の申請を追加して行うことができます。  
(整備法第116条参照)

### 社団法人・財団法人

法律の施行（法律の公布の日（H18.6.2）から2年6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日）  
(政令で定めた日 H20.12.1)

### 特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人）

- 「特例民法法人」とは、現行の公益法人の円滑な移行の観点から設ける暫定的な取り扱いであり、基本的には一般社団・財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられています。新法の施行によりただちに対応しなければならない事項はありませんが、移行するまでに、一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく必要があります。

#### ●特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません

- ・名称はこれまでどおり（「社団法人～」、「財団法人～」等）でかまいません。所管官庁の認可を受けて名称を変更することも可能ですが、移行前に「公益社団（財団）法人～」、「一般社団（財団）法人～」という名称とすることはできません。
- ・移行するまでの間は、これまでどおり所管官庁が監督をします。
- ・特例民法法人には決算公告の義務はありません。所管官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
- ・特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続することができます。
- ・ただちに定款の内容、機関、登記等を変更する必要はありませんが、新制度の法人への移行の申請をするまで（あるいは、申請をする際）に、一般社団・財団法人法に適合するよう所要の変更をする必要があります。

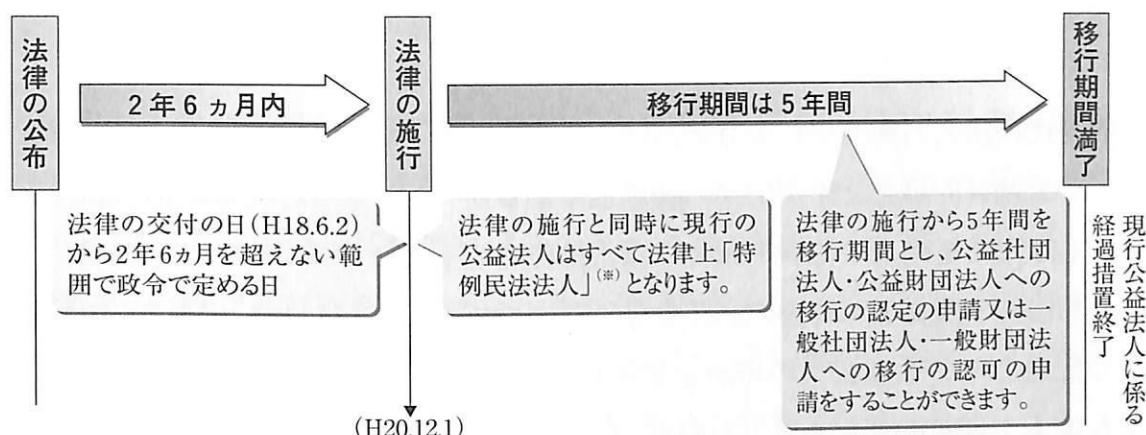
#### ●一般社団・財団法人法の機関を置くことができます

- ・特例社団法人は一般社団・財団法人法上の理事会、会計監査人を置くことができます。
- ・特例財団法人は一般社団・財団法人法上の評議員、評議員会、理事会、会計監査人を置くことができます。

#### ●次のような制度が新設されました

- ・特例社団法人は、基金を募集することができます。
- ・特例民法法人は特例民法法人とのみ合併することができます。

## II 現行の公益法人の移行の仕組み



※現行の公益法人は、施行日以後、一般社団法人・一般財団法人として存続することになりますが、一般社団・財団法人法の適用に当たっては広範な経過措置が設けられており、実質的には、現行の公益法人と変わりません。このような法人を法律上「特例民法法人」と呼んでいますが、通常の名称はこれまでどおり「社団法人～」「財団法人～」でかまいません。

### 現行の公益法人は、移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- 現行の公益法人は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。
- 申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が、複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。（整備法第47条参照）
- 新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはありませんので、内閣総理大臣又は都道府県知事のどちらか一方に申請することになります。

#### 内閣総理大臣あての申請は

- 複数の都道府県に事務所を設置するもの
- 公益社団法人・公益財団法人に移行する場合にあっては、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」に記載する事業を、複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」において国・地方公共団体、類似の目的の公益的な法人に対する寄附のみを定める法人及び「公益目的支出計画」を作成する必要のない法人のうち、移行申請時の所管官庁が都道府県知事又は都道府県教育委員会でないもの
- 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が、国の事務・事業と密接な関連を有する事業であって、政令で定めるもの

#### 都道府県知事あての申請は

- 上記以外の場合

### Ⅲ 現行の一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。

今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細は定められます。

**移行の認可の申請までにすべきこと**

○組織形態等の見直し

新たな一般社団法人・一般財団法人として、一般社団・財団法人法に適合するよう、組織形態等を見直します。

○定款の変更

一般社団法人・一般財団法人になった場合には、このように定款を変更（法人名称の変更等）するという「定款の変更の案」を、社員総会の決議を経るなどして、法人として正式に意思決定しておきます。

○公益目的支出計画の作成

一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けようとする法人は、基本的に、移行後に当該法人が公益の目的のために支出すべき額として移行の時点での正味財産額を基礎として算定した額（公益目的財産額）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（公益目的支出計画）を作成しなければなりません<sup>(※)</sup>。

※一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けようとする法人のうち、正味財産額が一定額を超えないものは、公益目的支出計画を作成する必要はありません。

**認可の申請**

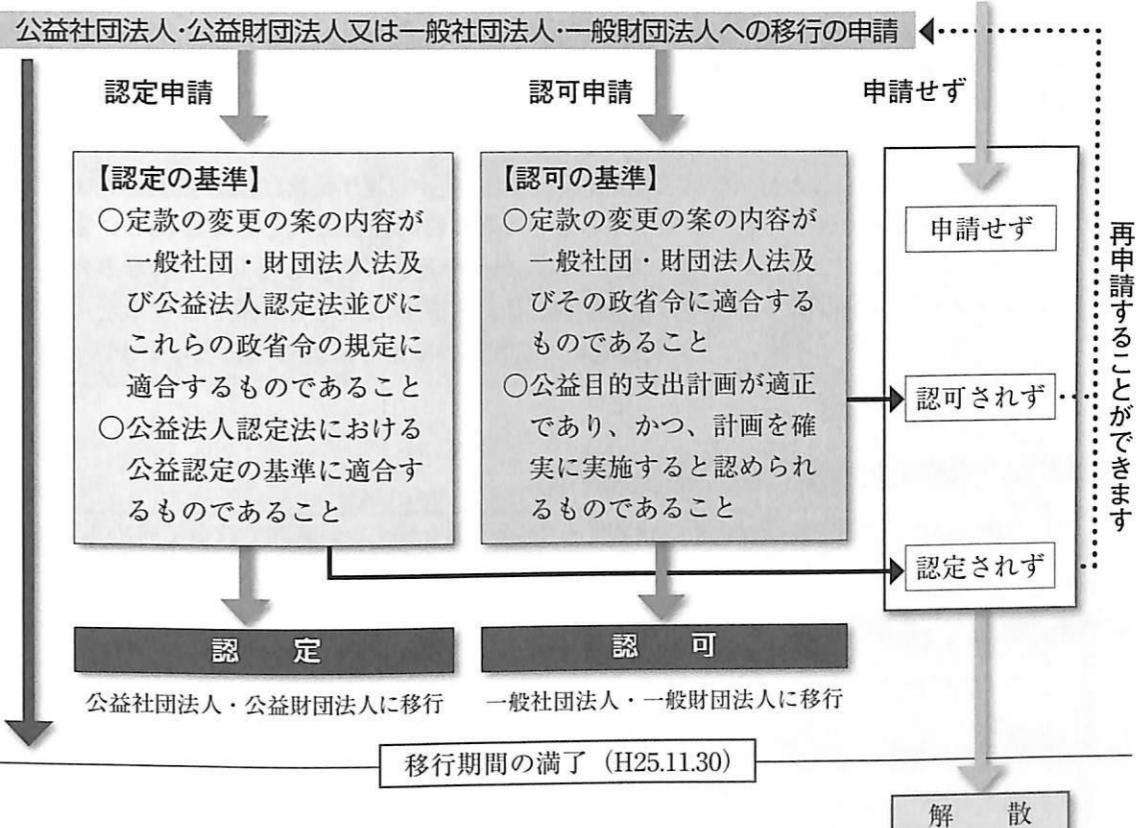
- ・ 内閣総理大臣又は都道府県知事あてに、認可申請書類を提出します。

**【申請書類】**

- ①申請書（申請法人の名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所などを記載）
- ②定款及び定款の変更の案
- ③公益目的財産額及びその計算を記載した書類
- ④財産目録、貸借対照表その他の財務書類
- ⑤公益目的支出計画を記載した書類
- ⑥その他（→詳細は、今後内閣府令で定められます。）

**申請の審査**

- ・ 申請を受けた内閣府（都道府県）は、申請書類を確認の上、公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）に諮問します。
- ・ 認可をするかどうかの審査の基準が定められます。



## IV 現行の公益社団法人・公益財団法人への移行の手続

○公益法人から新たな公益社団法人・公益財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。

今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細は定められます。

移行の認定の申請までにすべきこと

- ・新たな公益社団法人・公益財団法人にふさわしい法人として、公益認定の基準を満たすことができるよう、事業内容、財務内容や組織を見直します。
- ・公益社団法人・公益財団法人になった場合には、このように定款を変更するという「定款の変更の案」(法人名称の変更、目的や事業内容の変更、組織の変更など)を、社員総会の決議を経るなどして、法人として正式に意思決定しておきます。

- ・内閣総理大臣又は都道府県知事あてに、認定申請書類を提出します。

【申請書類】

- ①申請書（申請法人の名称、**公益目的事業の種類・内容**などを記載）
- ②定款及び定款の変更の案
- ③事業計画書、収支予算書、財産目録、貸借対照表その他の財務書類
- ④役員の報酬支給の基準
- ⑤その他（→詳細は、今後内閣府令で定められます。）

申請の審査

- ・申請を受けた内閣府（都道府県）は、申請書類を確認の上、公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）に諮問します。
- ・認定をするかどうかの審査の基準は定められています。
- ・また、法令や所管官庁の命令に違反していたり、暴力団が関係する法人は、移行の認定を受けることができません（いわゆる欠格事由。整備法第101条、公益法人認定法第6条）。

認 定

- ・公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）の答申を受けて、認定をすることが決定されると、認定書が交付されます。

移行の登記

- ・認定を受けた法人は、2週間以内に主たる事務所の所在地の登記所に、また、3週間以内に従たる事務所の所在地の登記所に、法人の名称等を変える「移行の登記」をする必要があります。

不 認 定

- ・認定の基準に適合しない、欠格事由に該当するなどにより、認定をしないことが決定されると、その理由を付して、通知されます。

認定の再申請

- ・認定をされなかった場合は、特例民法法人（社団法人、財団法人）のままであり、定款の変更の案は、効力を生じません。

認 可

- ・公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）の答申を受けて、認可をすることが決定されると、認可書が交付されます。

【認可されなかったら…】

- ・認可をされなかった場合は、特例民法法人（社団法人、財団法人）のままであり、定款の変更の案は、効力を生じません。認可するために必要な改善を行って、再度、一般社団法人・一般財団法人への移行の認可申請することができます（移行期間中であれば、申請回数に制限はありません。）。

移行の登記

- ・認可を受けた法人は、2週間以内に主たる事務所の所在地の登記所に、また、3週間以内に従たる事務所の所在地の登記所に、法人の名称等を変える「移行の登記」をする必要があります。
- ・移行の登記をした日から、申請した定款の変更が効力を生じ、一般社団法人・一般財団法人となります。

【注意】

- 認可を受けたのに登記をしないでいると、認可を取り消されることがあります。

一般社団法人・一般財団法人

## 参考 I 新法に基づく一般社団法人・一般財団法人とは

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

### ☆ポイント☆

- 事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- 定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- 行政が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

### 一般社団法人

#### 〈設立〉

- 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

#### 〈機関〉

- 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。

- 社員総会は必置。
- 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。
- 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 理事等は、社員総会の決議によって選任。

- 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
- 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。
- 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

### 一般財団法人

#### 〈設立〉

- 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

#### 〈機関〉

- 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。
- 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。
- 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 理事等は、評議員会の決議によって選任。

### 公益社団法人・公益財団法人

- 移行の登記をした日から、申請した定款の変更が効力を生じ、名称が変わり、公益社団法人・公益財団法人となります。
- 公益法人認定法に規定する規律を遵守しなければなりません。
- 内閣総理大臣（都道府県知事）が、公益社団法人・公益財団法人として認定したことを一般国民に公示します。
- 内閣総理大臣（都道府県知事）が、監督を行います。

### 認定の再申請

- 認定されなかった理由を踏まえ、必要な事業や組織の改善を行って、再度、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定申請することができます（移行期間中であれば、申請回数に制限はありません）。

### 一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請

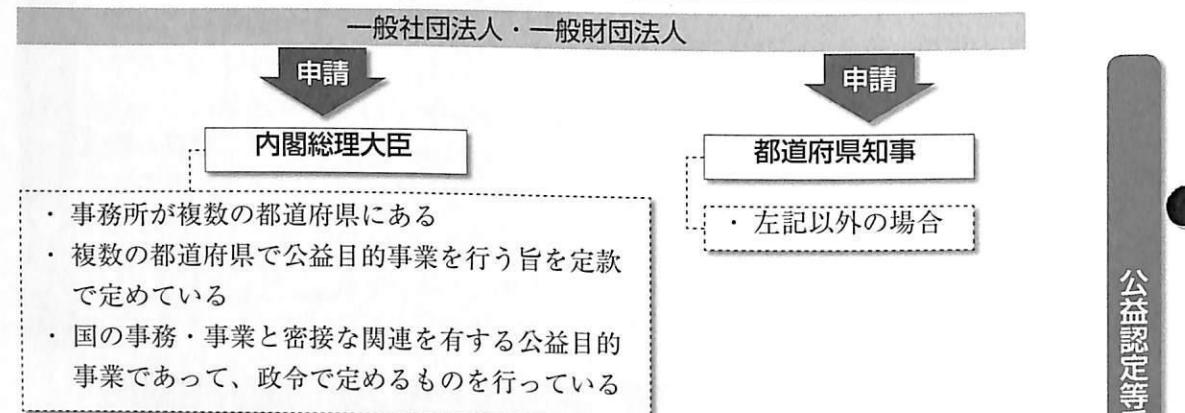
- 方針を転換し、一般社団法人・一般財団法人に移行することとした法人は、そのための定款の変更の案、公益目的支出計画等の書類を作成し、移行の認可を申請します。

## 参考Ⅱ 新法に基づく公益社団法人・公益財団法人とは

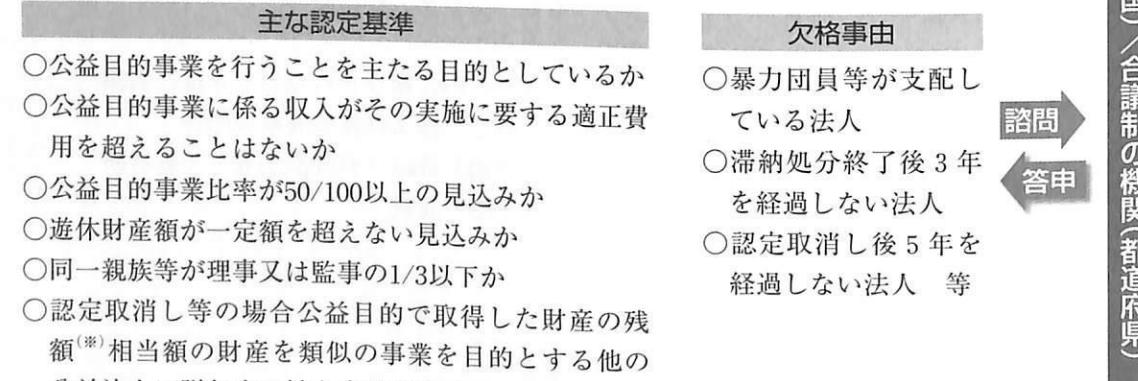
一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業<sup>(※)</sup>を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する23種に分類された事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。



☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。



(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

### 一般社団法人

〈その他〉

13. 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
14. 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネット也可）が必要。
15. 一般社団法人・一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
16. 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。

### 一般財団法人

〈その他〉

17. 定款で基金制度の採用が可能。
18. 社員による役員の責任追及の訴えが可能。
17. 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
18. 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

## ◆◆◆ 行政改革推進本部事務局公益法人制度改革担当 ◆◆◆

公益法人制度改革の詳細についてはこちらを御覧ください。

- ・行政改革推進本部事務局公益法人制度改革ホームページ  
[http://www.gyoukaku.go.jp/about/index\\_koueki.html](http://www.gyoukaku.go.jp/about/index_koueki.html)
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
[http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602ipan\\_syadanhouritsu.pdf](http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602ipan_syadanhouritsu.pdf)
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
[http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602koueki\\_houritsu.pdf](http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602koueki_houritsu.pdf)
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
[http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602seibi\\_houritsu.pdf](http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602seibi_houritsu.pdf)

☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる  
(新法施行までに所要の措置)

☆認定を受けると、守らなければならないことがあります。

## 遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

## 監督措置

- 報告徴収 詮問
- 立入検査
- 勧告・命令 答申
- 認定の取消し
- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
- 必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると…

- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると…

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与

↓  
1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与  
○認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

かいほう 臨時特集号 No. 65

発行日 平成二十年十月  
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
TEL ○三一三二五五一〇五一  
FAX ○三一三二五五一〇五一三  
発行責任者 運営委員会  
制作編集 港北出版印刷株式会社  
TEL ○三一五六六一二二〇一 (代)  
東京都渋谷区渋谷二丁七一七



かいほう  
臨時特集号  
No.65